

学校における消費者教育推進ワーキンググループ設置要綱

(目的)

第1条 消費者が消費者トラブルに適切に対応し、また、社会や環境に対して積極的に行動する自立した消費者の育成を目指し、消費者担当部局と教育担当部局が連携して、学校における児童生徒等に対する消費者教育を推進するため、「学校における消費者教育推進ワーキンググループ」（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 ワーキンググループは、消費生活相談の現状等を踏まえた消費者教育に関する連絡調整及び関係機関との連携等について意見交換を行い、より効果的な消費者教育を推進するため、次の事項を協議する。

- (1) 消費生活相談員をはじめとする外部専門家の学校等への派遣に関する事項
- (2) 教員向け研修会に関する事項
- (3) 消費者教育に関する副読本等の作成及び配布に関する事項
- (4) 消費者教育情報の提供に関する事項
- (5) その他消費者教育推進に必要な事項

(組織等)

第3条 ワーキンググループの委員は、別表1に掲げる者をもって構成する。

2 ワーキンググループの委員は所属長から推薦された者をもって充てる。

3 ワーキンググループに座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(作業部会)

第4条 ワーキンググループで協議した事項について検討を行うため、ワーキンググループに作業部会を置くことができる。

2 作業部会の委員は、別表1及び別表2に掲げる者の中から事務局が選出し、学校の教頭及び教諭については、教育委員会及び所属長から推薦された者をもって充て、他の委員については、所属長から推薦された者をもって充てる。

3 作業部会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(事務局と運営)

第5条 ワーキンググループ及び作業部会の事務局は、消費生活センターに置く。

2 ワーキンググループ及び作業部会は事務局が必要に応じてメンバーを招集

し、座長が議事を進行する。

- 3 ワーキンググループ及び作業部会は、必要に応じて関係部署、専門家等の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループ及び作業部会に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成20年2月20日から施行する。

この要綱は、平成23年7月19日から施行する。

この要綱は、平成25年3月29日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年11月26日から施行する。

この要綱は、平成28年1月8日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表1

所属	備考
教育委員会学校教育部教育指導課又は 教育委員会学校教育部教育改革推進課	高校担当
	社会科担当
	家庭科担当
教育委員会学校教育部教育支援課	特別支援教育担当
教育委員会学校教育部教育センター	
消費生活センター	所長・消費者教育コーディネーター

別表 2

所属	職名等
学校	教頭・教諭
消費生活センター	主査・主任主事・主事